

平成26年度 東京都立目黒高等学校（全日制課程）いじめ防止基本方針

平成26年10月31日

校長決定

1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) いじめを生まない、許さない学校づくり
- (2) 生徒をいじめから守り通し、生徒のいじめ解決に向けた行動を促す。
- (3) 教員の指導力の向上と組織的対応
- (4) 保護者・地域・関係機関と連携した組織

2 学校及び教職員の責務

東京都立目黒高等学校（以下、「本校」という。）及び本校の教職員はいじめ防止対策推進法や東京都いじめ防止対策推進条例の基本理念にのっとり、本校に在籍する生徒の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係機関及び団体との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

いじめ防止対策推進法第22条に基づき、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うために、学校いじめ対策委員会を設置委する。

イ 所掌事項

- (1) 未然防止
- (2) 早期発見
- (3) 早期対応
- (4) 重大事態への対処

	主な取組	学校いじめ対策委員会において 中心的な役割を果たす者
未然防止	○いじめに関する校内研修の計画、実施 ○「いじめに関する授業」の実施 ○学校サポートチームとの定期的な連絡会議の開催	生活指導主任、研修担当 (研修計画の立案・策定) 生活指導主任、学年主任 (指導計画の立案・策定) 生活指導主任 (連絡会議の計画・運営)
早期発見	○スクールカウンセラーによる全員面接 ○「いじめ実態調査」の実施・分析・	教育相談担当教員 スクールカウンセラー (面接の計画・実施) 生活指導主任

	活用 ○学校便りや保護者会の積極的な活用	(調査結果の確認・分析) 学年主任 (保護者会の開催計画の立案・策定)
早期対応	○被害の子供・保護者に対するスクールカウンセラー等を活用したケア ○加害の子供に対する組織的・継続的な観察、指導等 ○地域人材を活用した登下校時の見守り	学年主任・養護教諭 スクールカウンセラーなど 生活指導主任・学年主任など 生活指導主任 (地域協力者との連絡調整)
重大事態への対処	○被害の子供に対する複数の教員によるマンツーマンでの保護 ○警察への相談・通報 ○いじめ対策のための緊急保護者会の開催	学年主任、部活動顧問など 生活指導主任 (警察との連絡窓口) 生活指導主任 (緊急保護者会の開催・運営)

ウ 会議

各学期に1回程度、スクールカウンセラーの出勤日に併せて開催する。

エ 委員構成

校長、副校長、生活指導主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー及びその他校長が必要と認める者（保護者、部活動顧問等）から構成する。

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

いじめ問題の複雑化・多様化に伴う生徒の問題行動への対応において、学校だけでは対応しきれない場合もあるため、保護者、地域住民、関係機関と迅速かつ適切に連携・協力できるサポート体制を確立し、生徒の健全育成を図るとともに、学校いじめ対策委員会を支援する。

イ 所掌事項

- (1) 未然防止の支援
- (2) 早期発見の支援
- (3) 早期対応の支援
- (4) 重大事態への対処の支援

ウ 会議

各学期に1回程度、いじめ対策に対する会議を開催する。

エ 委員構成

校長、副校長、主幹教諭、保護者、民生・児童委員、保護司、子ども家庭支援センター職員、児童相談所児童福祉司及び警察職員（スクールサポーター含む）等により構成される。

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

ア ホームルーム担任は、学級経営の責任者であり、いち早く教室内の生徒の変化に気付くことができる立場にあることをしっかりと自覚しなければならない。とりわけ問題を抱えていると疑われる生徒がいる場合には、積極的にコミュニケーションをとり、生徒から信頼され、相談されやすい担任として、生徒との人間関係を構築する。

イ 一人ひとりの教員が「いじめ防止学習プログラム」を活用しショートホームルームや授業、総合的な学習の時間、特別活動等で扱うなど、学期始めを中心に年3回は生徒が「いじめに関する授業」を受けられるよう実施する。

ウ 生徒会等により行われる「いじめを見て見ぬふりしない」ことを意識し、実践するための取組（「言葉の暴力撲滅キャンペーン」等）を支援する。

(2) 早期発見のための取組

ア 生徒の食欲低下や寝不足等の日常生活の変化の背景には、いじめをはじめとした様々な課題が隠されていることが多いため、年2回、生活意識調査を実施する。

イ 生徒が躊躇することなくスクールカウンセラーに相談できる環境をつくるため、いじめの認知件数の増加する第1学年については、年度当初にスクールカウンセラーによる全員面接を実施する。

ウ 随時、生徒との二者面談を行い、生徒の表情を見ながら、本人のことだけでなく友人のことやホームルーム、部活動のことなどを把握する。また、事前に効果的な面談を行えるよう面談の手法などについてスクールカウンセラーに協力を要請する。面談の結果は、学校いじめ対策委員会に報告する。

エ 学級経営を担任任せにしないようにするため、管理職をはじめ、スクールカウンセラーや全教員が校内巡回等を行うことを通じ、複層的な視点から、生徒たちの変化をいち早く把握し、いじめの未然防止と早期発見につなげるとともに、学校全体で生徒たちを見守っているというメッセージを発する。

オ 効果的にいじめの実態を把握できるよう、年3回の「ふれあい月間」の取組でいじめ等の実態を把握する。学校は、実態調査で収集した情報に基づき、生徒に対して事実確認するに当たっては、必要に応じてスクールカウンセラーと協力し、生徒たちに心理的負担を与えないよう配慮する。

カ 生徒が学校にいじめの相談をしやすいするため、「学校いじめ相談メール」の実施や「いじめ目安箱」を設置する。

キ いじめに対する具体的な行動のとり方や相談先などを記載した「いじめ防止カード」を活用し、生徒たちが日頃からいじめの早期発見につながるような行動を主体的にとれるよう、校長講話やホームルーム活動などの様々な機会を通じ、生徒たちに働き掛ける。

ク 教職員が生徒たちの変化を見逃さないようにするとともに、一人で抱え込むことがないよう、日常から生徒の変化に関係する情報を付箋等を利用して記録し、学校単位で組織的に情報共有できる体制を構築する。

ケ 生徒の変化に関する情報について、全ての教職員が、円滑に情報を共有することができるよう、記録ファイルを作成する。転入生については、前籍校でのいじめ情報を把握し、記録ファイルを作成。転出者についても、いじめの加害・被害の状況を転出先の学校に連絡する。特に中学校でのいじめが高等学校で継続することもあるため、入学前に中学校から情報収集を行う。

コ ファイリングや生活意識調査等を通じて把握した、いじめに係る情報を速やかに職員会議等により、学校全体で組織的に共有する。

サ 全ての教員により月初めに「いじめ発見のチェックシート」を用いた生徒の状況観察を行い、学校いじめ対策委員会において結果を集約・分析する。

(3) 早期対応のための取組

ア いじめ実態調査等を通じて把握した情報に基づき、いじめの解決のための対応方針を適切に策定し、場当たり的な対応とならないように、学校全体で対応方針を共有し取り組む。

イ いじめを把握した場合には、迅速で組織的な対応が不可欠であるため、学校いじめ対策委員会を核として、緊急に会議を開催し、情報の共有を図るとともに、被害生徒への支援、加害生徒への指導、周囲の生徒へのケアを行う。

ウ 被害生徒の安全確保のために、状況をきめ細かく把握する。例えば、授業中や休み時間を利用した、複数の教員による毎日の声掛けや朝の打ち合わせ等を利用した被害生徒の情報の共有等を実施する。また、いじめを受けたことによる心理的ストレスなどを軽減するため、スクールカウンセラー等を活用し、被害生徒やその保護者のケアを行う。

エ 加害生徒を特定した上で、いじめをやめさせ、再発を防止するため、個々の教員による単発の指導に終わることなく、学校いじめ対策委員会が中心となって組織的・継続的に観察し、指導を徹底する。また、必要に応じ、加害生徒の保護者にもいじめをやめさせるよう指導を行う。さらに、状況に応じ、スクールカウンセラーを活用して、加害生徒への指導の充実を図る。なお、加害生徒の保護者が、自分の子供の指導に悩む場合などは、スクールカウンセラーとの連携の下、加害生徒の保護者への助言を行う。

オ 勇気をもって教員等にいじめを伝えた生徒を守り通すことを宣言し、教員同士の情報共有による見守りや積極的な声掛けなどを通じて、いじめを伝えた生徒の安全を確保するための取組を徹底して行う。その際、保護者とも緊密な連携を図る。

カ いじめに対する具体的な行動のとり方や相談先などを記載した「いじめ防止カード」を活用し、生徒たちがいじめを目にしたときには、加害生徒にいじめをやめるよう働きかけるとともに、被害生徒をいたわり、励ますなどの行動をとれるよう、校長講話やホームルーム活動などの様々な機会を通じ働き掛ける。

(4) 重大事態への対処

ア 被害生徒の自殺などの最悪のケースを回避するため、複数の教員が間断なく見守る体制を構築するほか、被害生徒の情報共有を必ず朝、夕2回以上実施する。また被害生徒が帰宅した後も、教員が保護者に電話し、様子を確認するなど、学校は積極的に状況を把握する。

イ スクールカウンセラーと教員との情報共有の徹底や、スクールカウンセラーによる授業観察などを積極的に実施する。また、被害生徒の保護者が、大きなストレスを感じる事が想定されることから、保護者の心のケアを行うため、積極的にスクールカウンセラーを活用する。

ウ 必要に応じて児童相談所その他の関係機関等に依頼をし、家庭訪問等を通じて福祉の専門的な観点から被害生徒の家庭状況を把握するようにするとともに、不測の事態を回避するため、保護

者と緊密に連携して、被害生徒とその家庭を支援する。

- エ 被害生徒が安心して学校で学習できる環境を確保するため、加害生徒について、被害生徒が使用する教室以外の場所で学習させる等の措置を講じる。
- オ 被害生徒に対する暴行や金銭強要などの犯罪行為が行われていると疑われる場合、被害生徒を守るとともに周囲の生徒に被害が拡大しないようにするため、速やかに警察への相談・通報を行うことについて、年度当初に、保護者会等を通じて保護者との間で共通理解を図る。
- カ 加害生徒への指導を継続的に行っても改善が図られず、被害生徒や周囲の生徒の学習が妨げられる場合には、校長による訓告等の懲戒を実施する。
- キ 加害行為の背景には、例えば加害生徒が過去に深刻ないじめを受けた時に生じた心の傷が原因となっている場合もあるため、必要に応じて、加害生徒のケアを行う。また、重大事態に至るケースにおいては、加害生徒の保護者が子育てに悩みを抱えている場合もあることから、スクールカウンセラー等を活用して保護者のケアを行う。
- ク 重大事態への対処の際、積極的に説明責任を果たす必要があること、また憶測等の誤った情報が保護者間で広がることにより、事態が混乱しないようにする必要があることから、東京都教育委員会との連携協力の下、いじめ対策緊急保護者会を開催し、個人情報に十分配慮した上で、事案の状況や学校の対応などについて説明を行う。
- ケ 重大事態に至るケースにおいては、加害生徒の保護者が子育てに悩みを抱えている場合もあることから、スクールカウンセラー等を活用して保護者のケアを行う。
- コ 重大事態の発生等について東京都教育委員会へ速やかに報告し、一体となって対応する。
- サ 重大事態においては、間断なく生徒たちを見守る必要がある。このため、民生・児童委員等の地域人材と積極的に連携し、地域での生徒の見守り、巡回を依頼する。

5 教職員研修計画

- (1) 原則として学期に1回、年3回以上は校内で行う。
- (2) 東京都教育委員会作成の「いじめ問題に対応できる力を育てるためにーいじめ防止教育プログラムー」を活用する。
- (3) 研修内容
 - ア いじめ問題の見方・考え方
 - イ いじめの未然防止に向けた学校の対応
 - ウ いじめの早期発見
 - エ いじめの早期発見のための情報共有の工夫
 - オ いじめの早期対応と校内体制
 - カ 保護者・地域との連携
 - キ スクールカウンセラーとの連携
 - ク 相談環境の充実
 - ケ 生徒との効果的な面接の実施
 - コ 警察との連携
 - サ 事例研究
- (4) 研修方法
 - ア 講義

- イ 演習
- ウ DVD視聴
- エ その他、最も有効な方法で行う。

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) 各学年からの学年便りや学校からのお知らせと各学期ごとに実施される保護者会を活用して保護者との連携と啓発を行い、いじめ防止を推進する。
- (2) 各月ごとに開催される PTA の運営委員会を活用して、いじめ防止についての情報を共有し保護者との連携を図る。

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) 学校サポートチームや学校運営連絡協議会の地域からの委員と教職員がいじめに関する話し合いを定期的に行い連携を図る。
- (2) スクールサポーターや児童相談所の児童福祉司と定期的話し合いを行い、情報を共有することによりいじめの防止を図る。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) 取組状況を検証するため「いじめ総合対策チェックシート」を活用し、定期的に学校運営連絡協議会で、いじめ防止基本方針の取組状況の点検・評価を必ず実施する。
- (2) いじめ防止基本方針の見直しは学校評価に基づき行う。